



あゆみ通信

堺市堺区向陵中町4丁4番7号 TEL072-254-5755

◆～残暑お見舞い申し上げます～

今年の夏も、暑い暑い日が続きました。皆様、お変わりなくお過ごしでしょうか。

最近の夏は、ただ「暑い」だけではなく、昼間の強烈な日差しの中を歩いていると、今までになかったような感じ、何となく普通でないような「熱さ」を感じます。

事務所には、念願の「冷凍庫付の冷蔵庫」を購入したので、外から戻ってきては氷・アイスクリームに手を伸ばす毎日です。



我が家の夏の恒例行事。

8月1日は、友人たちが自宅に集まってくれ、ベランダから遠くに見えるPLの花火大会を観覧しました。

年々、花火への感動は薄れ、大してみんな花火を見ていないような感じもしますが、花火を名目に集まってくれるのも、嬉しいことです。

「暑い暑い」と言っているうち、いずれ秋が来て、寒い冬がやってきます。残りわずかな期間、夏の思い出を残したいと思います。

事務所のパンフレットは、7年ぶりに作り直しをしました。

今回は、私の似顔絵を出すので精一杯だったのが、今回はメンバー全員の顔写真を大きく出しました。



『司法書士』という資格だけで仕事が舞い込むわけではなく、「どんな人」が「何を考えて」やっているかが問われる時代。

「顔を出して仕事をする」のも、社会の流れなのだと思います。

司法書士 吉田浩章

本号のトピックス

- はじめに～残暑お見舞い申し上げます～
- 栗野の「3万円から始める」優待生活
- 法律コラム「役員変更登記に関する改正」
- 山下の「楽しいボランティア」
- 岸野の「息子達とのワクワク体験記」
- 吉田の「のんびり」温泉旅日記
- マメ知識－「未登記の建物」とは
- Q&A 預貯金の相続手続「戸籍謄本は何のため？」
- 4コマまんが「優しいと思ったら・・・」
- 「仕事にも生かせる」おススメ本
- 事務所のご案内
- 編集後記



◆栗野の「3万円から始める」優待生活

こんにちは、毎日暑いですね～事務の栗野です。

今回は「スター・マイカ」の株を紹介します☆優待は年2回で、5月の権利確定で、1,000円相当のクオカード1枚。11月の権利確定で、2,000円相当の美容・健康・生活関連商品です♪

今年2月にはノエビアの入浴剤3種類（マグネシウム含有湯、芒硝湯、重曹湯）各5袋が届きましたv(^ ^)

平成27年8月10日
現在の株価は1株1,369円（購入は100株単位）。配当は年間合計2,100円（税引前）でした。



配当利回りは約1.5%
優待込みだと約3.7%になります。

栗野 恵

【優待メモ】スター・マイカ（東証JASDAQ上場）。権利確定月は5月と11月です（年2回）。

◆法律コラム－「役員変更登記に関する改正」

平成27年2月の商業登記規則改正、5月の会社法改正によって、株式会社については、全ての会社に共通して対応が必要となります。主な改正点は、下記のとおりです。

◎就任登記の際に、本人確認証明書が必要に役員（取締役や監査役）が新しく就任する登記の際に、運転免許証のコピーや住民票等、本人確認証明書が必要になりました。



◎代表取締役の辞任届に押す印鑑
代表取締役の辞任や、代表取締役であった取締役が辞任する際の、辞任届に押す印鑑は、

今までは認印でも通っていましたが、

- ①会社の実印を押印する
 - ②個人の実印を押印し、印鑑証明書を付ける
- のどちらかに限定されることになりました。

◎監査役の監査の範囲に関する登記
監査役業務の範囲は、「会計監査に限る」会社と、「業務監査を含む」会社、2つの場合があります。

「会計監査に限る」と定款に定めがあるか、もしくは、「定めがあるとみなされる」一定の会社においては、「会計監査に限る」旨の登記が必要となります。



◆山下の「楽しいボランティア」

皆様、夏を満喫なさっていますか。司法書士の山下です。私は、南国沖縄育ちですが、夏は苦手、日焼け対策の暑苦しい格好で秋の来るのをおとなしく待っている日々です。夏で好きなのは、かき氷くらいですかね。かき氷といえば、息子が小学生の頃、夏になると家の中で家庭用かき氷器を使って、かき氷屋さんをしていました。お客は家族のみ。注文もしてないのに大きなどんぶりに練乳たっぷりのかき氷をおいて「200円！」と小さい手を差し出していました。夏の思い出ですね。

先日、地域のボランティアで、高齢者の方々と堺の和晒しに刺繍をして手作りの布きんを作りました。とてもかわいかったので、家でも10mの和晒しを買ってきて適当な大きさに切って、ちくちくと布きんを作り始めています。刺繍の入った清潔な白い布きんも夏の思い出の一つになりそうです。嬉しそうな高齢者の方たちの笑顔も一緒に・・・。

山下千恵子



◆岸野の「息子達とのワクワク体験記」

残暑お見舞い申し上げます。司法書士の岸野です。息子2人が小学生になり、送迎が無くなった分、楽になりました。

さて、夏休み、息子が2人とも小学生になったらしてみたい事の一つ、キッズキャンプに参加しました。事前に、親は行かず子供だけで行くんやでとは伝えていたが、全く嫌がりもせず、ウキウキで「行ってきま～す」と出発。キャンプではチームの旗を作って、テントを立て、カレーを作って、ご飯を炊いて、ドラム缶のお風呂に入って、キャンプファイヤーをして、川で魚をつかまえて、集めた木で工作をしてと、事細かに楽しかった事を兄弟競い合うように教えてくれました。最後に二人そろって「来年も申し込んでねっ」と。キャンプは夏の楽しい思い出になり、宿題の絵日記にもなりました。さあ、あと夏休みも半月。宿題、そろそろ終わらせてよ～。

岸野恵子



【発行】〒590-0024 堺市堺区向陵中町4丁4番7号

司法書士吉田法務事務所（JR阪和線、南海高野線三国ヶ丘駅近く）

TEL072-254-5755

E-mail yoshida-houmu@nifty.com



◆吉田の「のんびり」温泉旅日記

7月は、大分県の「別府」に行ってきました。「貸切臨時列車 さくら号で行く別府・湯病院」という1日限りの商品。団体行動は現地に到着するまでで、後は自由行動。昼食の弁当や、大分で使える3,000円分の商品券の支給もあって、とても魅力的な企画でした。

宿泊先の候補も限られていましたが、その中から選んだ「ホテル白菊」は老舗の旅館で、規模も大きく、接客も良かったです。

観光のメインは、「地獄めぐり」。色や雰囲気が違う源泉、8か所が観光コースとして回れるようになっています。神秘的な光景は、他では見られないもので、いい体験ができました。



【別府へのアクセス】

小倉までは新幹線。小倉からは特急で1時間ちょっとです。行きは、臨時列車のために少し時間がかかり、新大阪から別府まで5時間。帰りは4時間でした。

◆Q & A 預貯金の相続手続き — 出生時から戸籍謄本は何のため？

Q: 銀行で、父の相続手続きに必要な書類のリストをもらいましたが、被相続人（亡くなった人）については、出生時から死亡時までの戸籍・除籍謄本が必要だと書かれています。

父母が結婚した時からの戸籍・除籍謄本は揃っており、それで相続人の関係は確認できるのに、父が生まれた時からの戸籍謄本が必要な理由が分かりません。



A: 結婚や転籍、法改正によって、出生から死亡までの間に、戸籍は何度も書き換えられていきます。出生時から戸籍謄本が必要なのは、過去の戸籍を遡る中で、「他に相続人がいない」ことを確認するためです。

ポイント

銀行に限らず、法務局や裁判所で相続関係を特定する時も、出生時から戸籍謄本の提出を求められます。

法務局での相続登記の際には、実務上12～14歳頃からの戸籍謄本を提出することで足りていますが、これは「生殖能力があると考えられる年齢以降」の戸籍があれば確認できる、という意味合いです。

ご家族の中でも、「相続人は自分たちしかいない」と思われていたものの、遡って戸籍謄本を収集してみると、実は、再婚だったことを初めて知れたり、他にもお子さんがおられることが分かった、という例も時々あります。

他にお子さんがおられると、その方の印鑑ももらわないと相続手続きが進められないため、大変な苦勞をされる、といったこととなります。

なお、預貯金の相続手続きに必要な戸籍謄本の範囲は、銀行によっても異なります。それぞれの窓口でご確認ください。



◆「仕事にも生かせる」おススメ本

「成功は小さい努力の積み重ね」(江口克彦著)

サブタイトルは『松下幸之助の言葉を読み解く』とあるとおり、松下電器(現:パナソニック)の創業者、松下幸之助さんの経営哲学、人間観が、コンパクトにまとめられている本です。



「成功者の条件」「自分を磨く方法」「人の心を動かす鉄則」「指導者の条件」と4つの章に分かれています。いずれも、テクニックではなく、経験に裏付けられた哲学。

仕事をしていく上で、また、事業を経営していく上で大切なことは、時代が変わっても、業種が違ってても、何ら変わることがない、シンプルなものなのだを教えてもらえます。

軽い気持ちで手に取っても、松下さんの言葉を引用しつつ書かれているので、読みやすく、どんどん引き込まれていきます。読者の立場を問わず、お勧めできる本です。 吉田浩章



◆マメ知識—「未登記の建物」とは

相続手続きの中で、最近、取扱いの多いのが「未登記(みとうき)建物」の名義変更届です。

「未登記の建物」とは、法務局で登記がなされていない建物、のことを言います。

「登記されている建物」と「登記されていない建物」が存在するというのも、分かりづらい話ですが、例えば、住宅ローンを組んで住宅を購入する場合は、金融機関が抵当権を付けることもあって、必ず登記されています。

しかし、古い建物。特に先祖代々引き継がれてきた建物であれば、法務局で登記がされていない「未登記」のままであることも、少なくありません。

未登記であれば、「権利証がない」こととなりますが、固定資産税の納税通知書や名寄帳を見れば、その存在を確認できます。



◆事務所のご案内

堺市堺区向陵中町4丁4番7号
司法書士吉田法務事務所
代表者 司法書士吉田浩章
TEL 072-254-5755
http://www.office-yoshida.net



★主な取り扱い業務

- 司法書士業務
- ・不動産の登記(売買、贈与、財産分与、相続、抵当権設定等)
- ・会社の登記(会社設立、役員変更、本店移転、定款変更等)
- ・個人の債務整理(自己破産、個人再生、任意整理等)
- ・家庭裁判所への提出書類作成(成年後見、相続放棄等)
- 行政書士業務—遺言書作成、公正証書、各種契約書作成等
- FP業務—家計見直し、住宅ローンの相談

★営業時間: 平日9時~18時(事前予約制。時間外の対応も可)

【編集後記】今年に入ってから忙しい状態が続き、「年4回発行」と決めたニュースレターも、春号の発行は無理とあきらめました。夏号もこのままでは無理かも...?って思っていたところ、お客様から「最近、届かないですね?!」の一言。背中を押してもらえた言葉のおかげで、無事に?仕上がりました(o_ _)oペコリ(栗野)

※このニュースレターは、今までお仕事をさせていただいたお客様や、セミナーでお会いした方にお送りしています。今後の購読を望まれない場合は、お手数ですが、メール(yoshida-houmu@nifty.com)かお電話にてお知らせ下さい。

